

## 第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

### 1 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係

#### 【改正の概要】

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）について、次の見直しが行われた。

(1) 新たな役務の開発に係る試験研究費の範囲の見直しが行われた（措令27の4⑥）。

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度（措法42の4①～③）

イ 税額控除割合が次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10%）とされた。

(イ) (ロ)の場合以外の場合 11.5%から、12%から増減試験研究費割合を減算した割合に0.25を乗じて計算した割合を減算した割合（下限：1%）

(ロ) その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 8.5%

ロ 令和8年3月31日までに開始する各事業年度については、税額控除割合は、上記イにかかわらず、次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：14%）とされた。

(イ) 増減試験研究費割合が12%を超える場合（(ハ)の場合を除く。） 11.5%に、その増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算した割合

(ロ) 増減試験研究費割合が12%以下である場合（(ハ)の場合を除く。） 11.5%から、12%からその増減試験研究費割合を減算した割合に0.25を乗じて計算した割合を減算した割合（下限：1%）

(ハ) その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 8.5%

ハ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち次の事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度を除く。）については、税額控除額の上限に、当期の調整前法人税額に次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の割合（(イ)の事業年度及び試験研究費割合が10%を超える事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、(イ)の割合と下記ニの税額控除額の上限の特例により計算した割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額を加算することとされた。

(イ) 増減試験研究費割合が4%を超える事業年度 その増減試験研究費割合から4%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合（上限：5%）

(ロ) 増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合が4%を超える事業年度（試験研究費割合が10%を超える事業年度を除く。） 0から、その満たない部分の割合から4%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合（上限：5%）を減算した割合

- ニ 試験研究費割合が 10%を超える場合における税額控除割合の特例及び税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和 8 年 3 月 31 日まで 3 年延長された。
  - ホ 基準年度比売上金額減少割合が 2%以上の場合の税額控除額の上限の特例は、その適用期限（令和 5 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止された。
- (3) 中小企業技術基盤強化税制（措法 42 の 4 ⑤⑥）
- イ 中小企業者等税額控除限度額の特例のうち増減試験研究費割合が 9.4%を超える場合の特例について、適用要件となる増減試験研究費割合が 9.4%超から 12%超に引き上げられ、その逡増率が 0.35 から 0.375 に引き上げられた上、その適用期限が令和 8 年 3 月 31 日まで 3 年延長された。
  - ロ 増減試験研究費割合が 9.4%を超える場合の税額控除額の上限の特例について、増減試験研究費割合が 12%を超える場合の税額控除額の上限の特例とされた上、その適用期限が令和 8 年 3 月 31 日まで 3 年延長された。
  - ハ 試験研究費割合が 10%を超える場合の税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和 8 年 3 月 31 日まで 3 年延長された。
  - ニ 基準年度比売上金額減少割合が 2%以上の場合の税額控除額の上限の特例は、その適用期限（令和 5 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止された。
- (4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度（措法 42 の 4 ⑱十、措令 27 の 4 ㉔）
- イ 特定新事業開拓事業者との共同研究及び特定新事業開拓事業者に対する委託研究に係る税額控除割合が 25%とされ、新事業開拓事業者等との共同研究及び新事業開拓事業者等に対する委託研究が特掲の対象から除外された。
  - ロ 対象となる試験研究に高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究が追加され、その税額控除割合が 20%とされた。
  - ハ 特別研究機関等に福島国際研究教育機構が追加された。
- (5) 組織再編成があった場合における比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算について、手続等の見直しが行われた（措令 27 の 4 ⑭⑩）。